

2. 本市の市立図書館について

- (1) 図書館が抱える諸課題について、執行部はどのように認識し解決に向けてどのような取り組みをするつもりなのか
 - ① 施設の老朽化により生じている課題について
 - ② 利用者が安全かつ快適に過ごせる環境は提供できているのか
 - ③ 障害者差別解消法が求める合理的配慮には対応できているのか
- (2) 電子図書館を導入することで、利用者の拡大を目指してはどうか
- (3) 除籍情報を公開してはどうか

【答弁】

ご質問の2、本市の市立図書館についての(1)図書館が抱える諸課題について、執行部はどのように認識し解決に向けてどのような取り組みをするつもりなのか、の①から③につきましては、関連連いたしますので一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり中央図書館・金剛図書館ともに開館からおよそ40年経過し、施設の老朽化は否めず、バリアフリーの観点からも課題の多い施設であると認識しております。本市の図書館は、公民館と図書館との複合施設であります。建設当初から開架閲覧室につきましては中央図書館・金剛図書館ともに入館しやすい1階に配置し、障がいのある方や乳幼児をお連れの方、高齢の方の読書や貸出・返却にはご不便をおかけせずに業務を進めることは可能となっております。ただ、2階での講座開催や公民館ホールなどをご利用の場合の移動には課題も多くございます。また、金剛図書館におきましては、暴風雨時に採光用の天窓付近からの雨漏りや窓枠からの浸水が見られ、その都度修繕をしながら対応しております。令和3年度当初予算で、屋根防水改修設計業務のための予算措置を要望し、早期の全面改修に向けて進めているところです。

また、閲覧室で無理なく読書を楽しんでいただけるよう、空調の適正な使用に努めており、より快適な読書環境をご提供できるようサーキュレーターを導入いたしました。

金剛図書館の照明設備LED化も順次すすめており、エレベータの設置など、利便性の向上に向けた検討をおこなっております。

大規模震災を経験された東北や熊本の図書館の経験から、万一開館時に大地震が発生した場合に、書架から大量の図書が落下しての怪我や散乱した図書で避難通路が塞がれることを避けるための落下防止テープも、令和2年度より順次設置を進めております。

教育委員会といたしましては、施設の老朽化については充分、認識しているところであり、施設の維持・補修などの長寿命化とともに、他施設との機能統合や

集約化の検討を進め、魅力ある図書館、安心・安全で誰もが利用しやすい生涯学習の施設としてまいりたいと考えます。

次に、(2) 電子図書館を導入することで、利用者の拡大を目指してはどうか、についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛のため、電子図書館を導入する公共図書館も増え、昨年7月1日時点での100自治体から、半年余りで160自治体まで増加しております。図書館を設置している全国1385自治体のうち1割強の導入が進んだ状況でございます。

本市といたしましても、コロナ対策での導入は検討いたしましたが、先の議会で申し述べましたように、導入後のシステムの維持管理に係るランニングコスト、1冊あたりの単価は紙の書籍のほぼ2倍近い高額であること、利用できるコンテンツの内容などを精査した結果、時期尚早と判断した経緯がございます。

GIGAスクール構想で小中学生に1台ずつタブレット端末が貸与され、インターネット環境も整ってきたこのタイミングでの導入が、これまで利用の少なかった若い世代の図書館利用拡大に繋がるものと認識しております。

また、図書館に来館せずともご利用可能なこと、紙媒体と違って破れたり、汚れたりの心配もなく、返却忘れによる延滞もないこと、読み上げ機能や文字の反転や拡大など視覚障がいのある方への配慮などメリットも多いことも同時に魅力と考えております。

しかしながら、コンテンツの充実に課題があることが、他の図書館同様に、本市でも導入に踏み切れなかった理由です。今回のコロナ禍での導入自治体増が日本国内での電子図書館に関する議論の醸成とコンテンツの充実に繋がることも考えられますことから、将来的には導入が必要であると認識しております。

大阪府内公共図書館の動向も注視し、予算面においても、導入・管理に係る費用を精査してまいります。

最後に(3) 除籍情報を公開してはどうか、についてお答えいたします。

図書館の蔵書は、資料収集方針に沿って購入し、ご利用いただいております。すべての資料の保存が理想ではありますが、書庫スペースが限られていることから、汚損や破損により使用に堪えない状態となったものや、内容が現状にそぐわない資料、文学賞受賞作品など複本を一定数用意する必要があった後に役割を終えた資料、保存年限を超えた定期刊行物などを順次、除籍する必要があります。除籍後に、学校図書館や学童クラブなど関係団体にリサイクル図書としてご利用いただいている資料も多数ありますことから、今後、除籍情報の公開の方法について、検討してまいりたいと考えます。